

図書館情報学教育部会長選考のための委員会要綱

第1条 本要綱は、公益社団法人日本図書館協会図書館情報学教育部会規程第7条第2項に基づき、図書館情報学教育部会長選考のための委員会（以下「委員会」という。）に関して、必要な事項を定める。

第2条 委員会は、委員長1名、委員4名で構成する。

2. 委員長および委員は、部会構成員でなければならない。
3. 委員長は、幹事会の承認を得た後、部会長がこれを委嘱する。
4. 委員は、委員長の推薦に基づき、幹事会の承認を得た後、部会長がこれを委嘱する。
5. 委員長及び委員の任期は、委嘱の日から次期委員会が発足するまでの期間とする。

第3条 委員会は、次の業務を行う。

- (1) 部会長候補者名簿の作成
- (2) 部会長候補者名の部会総会への報告
- (3) 部会総会における部会長選任に関する運営管理

第4条 委員会は、部会構成員からの推薦を求め、部会長候補者名簿を作成する。

2. 部会長候補者は、部会構成員でなくてはならない。
3. 部会長候補者の数は問わない。
4. 部会構成員からの推薦は、自薦・他薦のいずれをも可とする。ただし、他薦においては、推薦者は、推薦されることに対する同意を被推薦者から得た上で推薦しなくてはならない。
5. 委員会は、必要に応じて、図書館情報学教育に資する活動を実施している他団体に対して、部会長候補者の推薦を求めることができる。

第5条 委員会は、部会長候補者の氏名を、部会総会の開催通知とともに、部会構成員に提示しなくてはならない。

第6条 部会長の選任は、部会総会の出席者の過半数において決する。部会長候補者のいずれもが過半数に達しない場合は、上位2名による決戦投票を行う。決選投票において、同数の場合は、議長が決する。

第7条 この要綱の改廃は、幹事会の議を経て、部会総会の承認により行う。

附則 この要綱は、平成28年9月30日から施行する。